

| 順位 | 氏名（議席） | 発言の要旨 |
|----|-----------|---|
| 9 | 鈴木 幸司（16） | <p>1. 来年度中に義務化される予定のカスタマーハラスメント対策等について ハラスメントとは、自分より弱い立場にある者に対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動のことです。加害者は刑事上、民事上の責任を問われますし、公務員の場合はさらに道徳的責任を問われる場合もあります。ハラスメントを防げない組織は社会的信用を失墜することにもなります。</p> <p>ハラスメントには様々な類型があり、以前にも一般質問等で取り上げられてきた経緯があります。行政学に詳しい廣瀬和彦氏はパワーハラスメント、いわゆるパワハラを日本特有の概念であると述べ、日本の職場におけるパワハラの多発を問題視しました。そのほかにも内閣府調査を基に政治分野における票ハラスメント、いわゆる票ハラの存在を明らかにし、その増加に警鐘を鳴らしています。</p> <p>その一方で、今度は多様な種類のハラスメントが問題になっていることを逆手に取り、部下のほうが自分の権利を過剰に主張するハラスメントハラスメント、いわゆるハラハラという問題行動も発生するようになりました。これは例えば、一般的に許容される範囲である指導や叱責をパワハラであると主張する、少しでもプライベートな部分に関わる会話に対してパワハラだ、セクハラだと過剰に反応するといった行為です。</p> <p>今回は、そうしたハラスメント防止対策として、どこからがハラスメントに当たるのか当局の考え方を伺い、労働施策総合推進法の一部改正により、来年度中に義務化される予定のカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラの対策等を中心に、以下のように質問いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法律上のパワハラ認定の3要件とは何か。 (2) ハラスメント防止対策に弁護士資格を持つ職員の活用はしているのか。 (3) 市役所における任命権者とは誰か。 (4) 学校における任命権者とは誰か。 (5) 政治分野における男女共同参画推進法第6条に基づく実態調査を本市では行っているか。 (6) 内閣府の調査報告書の結果をどのように分析しているか。 |